平成25年3月臨時会

小平・村山・大和 衛生組合議会

日 時 平成25年3月29日(金)

場 所 小平·村山·大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成25年3月臨時会

日 時 平成25年3月29日(金) 場 所 小平·村山·大和衛生組合議場

1. 出席議員(11名)

1番 立 花 隆 一 2番 日向美砂子

3番細谷正 4番宮寺賢一

6番 中野志乃夫 7番 中間建二

8番 中村庄一郎 9番 木 村 祐 子

10番 須藤 博 11番 髙橋 弘志

12番 田口和弘

2. 欠席議員(1名)

5番尾崎利一

3. 出席説明員

管

助 役 昼間守仁 会計管理者 田村 茂 事務局長水口篤 業務課長村野盛雄 計画課長 井上誠二

計画課長補佐 片山 敬

総務課長補佐 澁谷俊興

理 者 小林正則 副管理者尾崎保夫 総務課長藤野信一 業務課長補佐 小暮与志夫

議事日程(第1号)

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 7号 小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条 例の一部を改正する条例

○議長【中間建二】 おはようございます。

本日は、東大和市の尾崎利一議員から欠席の申し出がありましたので、ご報告をいたします。また、副管理者である武蔵村山市長が、公務がございまして、 ご欠席とさせていただきますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、 小平・村山・大和衛生組合議会3月臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【中間建二】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中間建二】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【中間建二】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から 指名申し上げます。3番、細谷正議員。6番、中野志乃夫議員。11番、髙橋 弘志議員。以上3名の方にお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長【中間建二】 日程第3、諸報告を行います。

諸報告につきましては、平成25年2月に行いました、当衛生組合一般会計 出納検査の結果についての報告書の写しでございまして、お手元に配付いたし ました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長【中間建二】 日程第4、議案第7号、小平・村山・大和衛生組合職員 の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林管理者。

〇管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました、議案第7号につきまして説明を申し上げます。

本案は、職員の退職手当の改正等について提案するものでございます。

初めに、第1条関係の退職手当の支給制限等に関する規定の整備についてでございます。職員の退職手当の支給に関しまして、職員が退職した後であっても、その在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った場合は、既に支給された退職手当の全部、または一部を支給しないことができることとする等の規定を新たに設けるものでございます。

次に、第2条関係の退職手当の支給水準の見直しについてでございます。退職手当につきましては、人事院が国家公務員と民間企業の従業員との比較調査を実施したところ、国家公務員が民間企業を上回っているとの調査結果が、昨

年3月に公表されました。これを受けまして、国家公務員につきましては、退職給付の官民較差を解消するため、支給水準を引き下げる改正を、本年1月1日から実施しております。なお、来年6月30日までの間は、経過措置により、段階的に引き下げを実施し、同年7月1日に完了する予定となっております。また、東京都職員につきましても、本年1月1日から支給水準を引き下げる改正を実施しており、東京都におきましても、平成27年3月31日までの間は、経過措置により、段階的に引き下げを実施し、同年4月1日に本則になる予定でございます。

このような情勢の中、組合におきましても、公民較差の解消を図るため、東京都に準じた支給水準の引き下げを、組合が準拠しております、小平市と同様に実施するものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目として、退職手当の基本額につきまして、普通退職に係る支給率と定年等退職に係る支給率を統合いたします。 あわせまして、勤続年数に応じた支給率を引き下げるとともに、最高支給率を、現行では普通退職につきましては50月、定年等退職につきましては59.2月となっているものを、45月に改正するものでございます。

第2点目として、退職手当の調整額につきまして、役職ごとの各区分における在職1月当たりのポイントを引き上げ、主事等の区分につきましても、新たに10ポイント付与するものでございます。

第3点目として、整理退職等に係る特例として、整理退職等に係る退職手当の算定の基礎となる、退職時の給料月額に10%の加算を新たに行うものでございます。

第4点目として、退職時の支給率及び調整額等の見直しに係る経過措置についてでございます。普通退職につきましては、平成26年度から本則の支給率を適用するものとし、来年度は支給率を2分の1引き下げることといたします。

定年退職等につきましては、平成27年度から本則の支給率を適用するものとし、来年度及び平成26年度は、支給率を3分の1ずつ引き下げることとし、 在職1月当たりのポイントにつきましては、3分の1ずつ引き上げることといたします。

また、平成10年4月1日に主任以上の役職にあったもので、調整額期間の うちに主事等に該当する期間がある場合は、平成29年3月31日までの間に 限り、在職1月当たりのポイントについて特例を設けることといたします。整 理退職等に係る加算の特例につきましては、平成27年度から本則の加算率を 適用するものとし、来年度及び平成26年度は、加算率を3分の1ずつ引き上 げることといたします。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対して、説明をし、了承を得ているところでございます。施行期日につきましては、平成25年4月1日を 予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。ご審査のほどをよろしくお願いいたします。

○議長【中間建二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

日向美砂子議員。

O2番【日向美砂子】 1点、お聞きします。退職後の懲戒免職にかかわるところなのですけれども、条例でも退職手当審査会の新たな設置が入っていると思うのですけれども、この審査会に関しては、確認なのですが、必要になったときに設置されるということでいいのかということと、その場合に想定される、どういった方が審査会の中にメンバーとして入るのかというところをお聞きします。

〇議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 審査会の設置の時期でございますが、そういった案件が出たときに設置したいと考えております。その場合の審査会のメンバーで

すが、現在のところ3人程度を考えております。弁護士等の学識経験者の方に 依頼することになろうかと思います。

以上でございます。

○議長【中間建二】 ほかに質疑はございませんか。 須藤博議員。

- **〇10番【須藤博】** 管理者の説明に、10%加算という部分の文言がございましたが、これは地域手当加算ということなのでしょうか。考え方を伺います。
- 〇議長【中間建二】 藤野総務課長。
- ○総務課長【藤野信一】 給料月額に10%加算する考え方でございますが、 あらかじめ定めた計画に基づいて勧奨を受けて退職した場合等に特例として加 算するもので、地域手当の加算ではございません。

以上でございます。

- 〇議長【中間建二】 須藤博議員。
- ○10番【須藤博】 趣旨、理解いたしました。
- 〇議長【中間建二】 宮寺賢一議員。
- ○4番【宮寺賢一】 この条例の施行によって、影響額がもしおわかりになりましたら、お教えいただきたいと思います。
- 〇議長【中間建二】 藤野総務課長。
- ○総務課長【藤野信一】 影響額でございますが、今年度定年退職者がおります。その方で試算をいたしまして、改正前と比較いたしますと、25年度から3分の1ずつ引き下げていきますが、25年度につきましては100万円の減額となります。本則が適用されます27年度につきましては、300万円の減額となります。

以上でございます。

〇議長【中間建二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中間建二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中間建二】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第4、議案第7号、小平・村山・大和衛生組合職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙 手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【中間建二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会3月臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 中間建二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 細谷 正

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 髙 橋 弘 志